

柏市母子家庭等自立促進計画の概要

○計画策定の背景

社会構造や生活スタイルの変化に伴い、離婚など母子家庭等の増加傾向があるが、ひとり親を取り巻く、子育てをしながらの経済的自立問題や生活、養育問題など、直面する様々な困難に対し、行政として支援を図る必要がある

○計画の目的

母子家庭等を総合的に支援することにより、その生活の安定と向上を図り、もって母子家庭等の自立を促進することを目的とする

○計画の根拠と位置付け

平成14年、母子及び寡婦福祉法が改正され、第12条に都道府県等の自立促進計画策定についての規定が設けられた。

「柏市第四次総合計画（中期基本計画）」を上位計画とし、柏市次世代育成支援行動計画と整合を図りながら、市民や地域、関係機関、行政等が密接な連携をとり母子家庭等の自立促進の支援を行なうため、本計画を策定

○計画の期間

平成22年度から平成26年度の5か年計画

○母子家庭等の現状と課題

- ・女性の夫婦関係の価値観の変化（結婚という枠に囚われたく無いなど）など社会意識の変化
- ・景気の低迷による就職先の減少
- ・女性の社会参加に伴い保育を必要とする児童の増加
- ・母子家庭の自立を阻む困難
- ・父子家庭においても景気の影響からリストラ等経済的に困窮する傾向

目標

「母子家庭等の誰もが安全で安心した生活を送れる柏市へ」

5つの施策方向性

1 就業支援の充実

母子家庭等の世帯が、自立し、十分な収入を得られ安定した生活を営めるよう、就労相談・職業能力育成のための支援・就業機会の創出支援を推進

2 生活・子育て支援の充実

ひとり親家庭では、子どもを持つために就労が困難な場合があります。学校放課後に安心して預けることができるこどもルームなど、ひとり親家庭の母または父が安心して働くことができる環境づくりなど子育て支援を実施。また、子どもの社会性を育むためにも子どもの居場所づくりの確保に努める

3 経済的支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立のためには、就業し自立に十分な収入を得ることが最良ではあるが、様々な事情より十分な収入を得られず、生活に困窮する家庭については、経済的支援を実施

4 養育費確保の推進

ひとり親家庭の子どもが養育費を受け取れるよう、養育費についての取り決めの促進、養育費支払についての社会的意識の醸成、相談や情報提供など養育費確保への支援

5 相談業務の充実

母子家庭等の抱える様々な悩みや不安に、プライバシーに配慮したきめ細やかな相談が行なえるよう努める

具体の施策

1 就業支援の充実

- ・PC教室等
- ・支援セミナー
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・高等技能訓練促進費
- ・ひとり親就業等資格助成
- ・自立支援プログラム

2 生活・子育て支援

- ・保育園の優先入所
- ・子どもの居場所
- ・公営住宅の優先入居
- ・母子家庭等日常生活支援事業

3 経済的支援

- ・母子寡婦福祉資金の貸付
- ・遺児等養育手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・ファミリー・サポート・センター利用料助成
- ・児童扶養手当
- ・父子家庭支援

4 養育費確保

- ・離婚前の相談等・情報提供

5 相談業務

- ・母子自立支援員等による相談
- ・情報提供の充実